

令和4年度大阪府立中学校入学者選抜方針

大阪府立中学校の入学者選抜は、以下の方針に基づいて、各中学校長が行う。

第1 全般的な事項

I 応募資格

大阪府立中学校に入学を志願することのできる者は、令和4年3月に小学校、特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程又はこれらに準ずるものとして別に定める学校(以下「小学校」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者のうち、原則として、本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者とする。

(注)住所とは、住民票に記載されている居所をいう。

II 適性検査等

- 1 入学者の選抜のため、適性検査及び作文を実施する。
- 2 適性検査及び作文の問題は、大阪府教育委員会(以下「府教育委員会」という。)が作成する。
- 3 適性検査及び作文の問題は、小学校で習得される基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、中高一貫校で6年間学び続けていくことができる意欲・適性等をみることを主なねらいとして作成する。
- 4 適性検査及び作文は、各中学校長が当該中学校において行う。

III 提出書類

志願者は、入学志願書を志願先中学校長に提出する。その際、小学校の校長による応募資格の確認を必要とする。

IV 募集人員・通学区域

- 1 募集人員は、次のとおりとする。

中学校名	募集人員
咲くやこの花	* 80
水都国際	80
富田林	120

(注) *咲くやこの花中学校については、「ものづくり(理工)」「スポーツ」「言語」「芸術(美術・デザイン)」の各分野20人を原則とする。

- 2 通学区域は大阪府内全域とし、保護者のもとから通学することとする。

V 出願、適性検査等及び合格者発表の期日

出 願	適 性 検 査 等	合 格 者 発 表
1月5日(水)及び1月6日(木)	1月22日(土)	1月30日(日)

VI その他

この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

第2 入学者選抜の具体的事項

I 府立咲くやこの花中学校に係る入学者選抜

1 適性検査等

- (1) 適性検査及び作文（自己表現）を実施する。
- (2) 適性検査は、適性検査Ⅰ（国語・算数的問題）及び適性検査Ⅱとし、適性検査Ⅱは、「ものづくり（理工）」「スポーツ」「言語」「芸術（美術・デザイン）」の各分野に関する才能の芽生えをみるための検査とする。
- (3) 作文（自己表現）は、300字程度とし、志願者の志望動機や興味・関心等をみる。

2 選抜資料・方法

- (1) 適性検査Ⅰ・Ⅱ及び作文（自己表現）の成績を選抜の資料とし、その総合点により選抜を行う。
- (2) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
 - ア 分野ごとに、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。
 - イ 入学辞退者が生じた場合、分野ごとに「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。
「繰上順位」は、上記アで合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。

II 府立水都国際中学校に係る入学者選抜

1 適性検査等

- (1) 適性検査及び作文（自己表現）を実施する。
- (2) 適性検査は、適性検査Ⅰ（国語・算数的問題）及び適性検査Ⅱとし、適性検査Ⅱは、物事を多面的に深く思考し、論理的に表現する力をみるための検査とする。
- (3) 作文（自己表現）は、300字程度とし、英語の学習に対する意欲や興味・関心等をみる。

2 選抜資料・方法

- (1) 適性検査Ⅰ・Ⅱ及び作文（自己表現）の成績を選抜の資料とし、その総合点により選抜を行う。
- (2) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
 - ア 総合点の高い者から順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

イ 入学辞退者が生じた場合、「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。

「繰上順位」は、上記アで合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。

Ⅲ 府立富田林中学校に係る入学者選抜

1 適性検査等

(1) 適性検査及び作文を実施する。

(2) 適性検査は、適性検査Ⅰ（国語的問題）、適性検査Ⅱ（社会・理科的問題）及び適性検査Ⅲ（算数的問題）とする。

(3) 作文は、400字程度とし、中高一貫校で6年間学び続けていくことができる意欲・適性及び自らの考えや意見を論理的かつ適切に表現する力をみる。

2 選抜資料・方法

(1) 適性検査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び作文の成績を選抜の資料とし、その総合点により選抜を行う。

(2) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア 総合点の高い者から順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

イ 入学辞退者が生じた場合、「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。

「繰上順位」は、上記アで合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。